

第1回 川西市次世代型移動サービス推進会議 次第

日時 令和元年7月8日(月)

13時00分~

場所 キセラ川西プラザ 福祉棟2階
共用会議室

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 委員委嘱
4. 「委員紹介」及び「川西市次世代型移動サービス推進会議」について [資料1~8]
5. 会長、副会長の選任
6. 議事
 - (1) オンデマンドモビリティ実証実験について [資料9]
 - (2) 実験対象地区について [資料10]
7. その他 [資料11]
8. 閉会

[配布資料]

- 資料1 委員名簿
- 資料2 出席者名簿、配席図
- 資料3 川西市次世代型移動サービス推進会議規則
- 資料4 川西市次世代型移動サービス推進会議公開運用要綱
- 資料5 川西市次世代型移動サービス推進会議の会議公開に係る傍聴要領
- 資料6 川西市次世代型移動サービス推進会議の趣旨
- 資料7 川西市公共交通基本計画における位置づけ
- 資料8 川西市の目指す将来像
- 資料9 オンデマンドモビリティ実証実験の仕組み
- 資料10 実験対象地区について
- 資料11 今後のスケジュール

川西市次世代型移動サービス推進会議 委員名簿

	区 分	所 属	役 職	構 成 員
1	学識経験者	大阪市立大学	名誉教授	日野 泰雄
2	学識経験者	愛媛大学 社会共創学部 環境デザイン学科	教授	松村 暢彦
3	交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 大阪支社 総務企画課	課長	梅澤 浩二
4	交通事業者	阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部 交通プロジェクト推進部	部長	奥野 雅弘
5	交通事業者	能勢電鉄株式会社 鉄道事業部	部長	森田 強
6	交通事業者	阪急バス株式会社 自動車事業本部 営業企画部	副部長	野澤 俊博
7	交通事業者	川西能勢口駅前駐車場運営会 会長 朝日交通株式会社	専務取締役	廣茂 俊樹
8	関係行政機関	国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 交通企画課	課長補佐	金澤 重之
9	関係行政機関	国土交通省神戸運輸監理部 兵庫陸運部	首席運輸企画 専門官	岩野 住之
10	関係行政機関	兵庫県 県土整備部県土企画局 交通政策課	課長	藤原 信一
11	関係行政機関	兵庫県 阪神北県民局 宝塚土木事務所	所長	登日 幸治
12	公安委員会	川西警察署 交通課	課長	廣地 正行
13	特に市長が必要と認める者	MONET Technologies 株式会社 事業推進部	担当部長	松尾 貴司

第 1 回川西市次世代型移動サービス推進会議 出席者名簿

委員

構成団体名	所 属	役 職	構成員	出席者
大阪市立大学		名誉教授	日野 泰雄	同左
愛媛大学	社会共創学部 環境デザイン学科	教授	松村 暢彦	欠席
西日本旅客鉄道株式会社	近畿統括本部 大阪支社 総務企画課	課長	梅澤 浩二	松中 紗恵子
阪急電鉄株式会社	都市交通事業本部 交通プロジェクト推進部	部長	奥野 雅弘	同左
能勢電鉄株式会社	鉄道事業部	部長	森田 強	同左
阪急バス株式会社	自動車事業本部 営業企画部	副部長	野澤 俊博	同左 坂 俊介（主任）
川西能勢口駅前駐車場 運営会	会長 朝日交通株式会社	専務取締役	廣茂 俊樹	欠席
国土交通省	近畿運輸局 交通政策部 交通企画課	課長補佐	金澤 重之	同左
国土交通省	神戸運輸監理部 兵庫陸運部	首席運輸企画 専門官	岩野 住之	同左
兵庫県	県土整備部県土企画局 交通政策課	課長	藤原 信一	三宅 豊文（副課長兼地 域交通班長）
兵庫県	阪神北県民局 宝塚土木事務所	所長	登日 幸治	同左
川西警察署	交通課	課長	廣地 正行	同左
MONET Technologies 株式会社	事業推進部	担当部長	松尾 貴司	同左 塚原 忠義（担当部長） 図子 純也（担当部長）

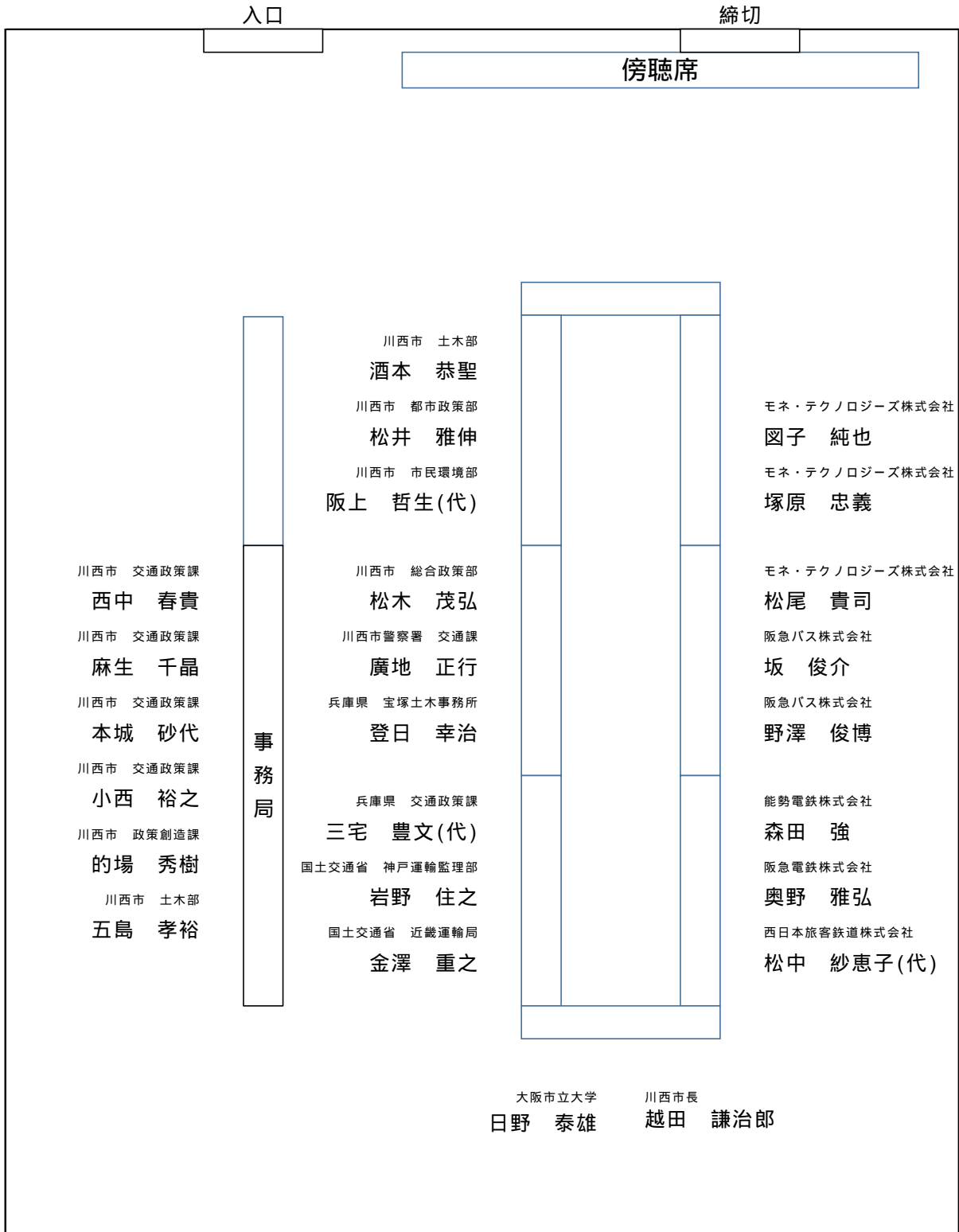
市関係部署

所 属	役 職	構成員	出席者
総合政策部	部長	松木 茂弘	同左
市民環境部	部長	石田 有司	阪上 哲生（副部長）
都市政策部	部長	松井 雅伸	同左
土木部	部長	酒本 恭聖	同左

事務局

所 属	役 職	氏 名
土木部	副部長	五島 孝裕
総合政策部政策創造課	課長	的場 秀樹
土木部交通政策課	課長	小西 裕之
土木部交通政策課	課長補佐	本城 砂代
土木部交通政策課	主査	麻生 千晶
土木部交通政策課	主事	西中 春貴

第1回川西市次世代型移動サービス推進会議 配席図



川西市次世代型移動サービス推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)第3条の規定に基づき、川西市次世代型移動サービス推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、川西市次世代型移動サービス推進に関する重要事項について調査審議する。

(委員)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 交通事業者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公安委員会の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

3 委員は、職務を遂行したと市長が認めるとき、又は第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったときは、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、土木部交通政策課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、推進会議が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後、最初に開かれる推進会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

川西市次世代型移動サービス推進会議公開運用要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川西市次世代型移動サービス推進会議（以下「推進会議」という。）の会議公開の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議公開)

第 2 条 会議公開は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例（平成 22 年条例第 16 号）第 10 条の規定に基づき、付属機関等の設置状況及び会議の開催日時等の公表、会議の傍聴を認めること並びに会議録の公表等により行うものとする。

(付属機関等設置状況の公表)

第 3 条 土木部交通政策課（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を記載した付属機関等の設置状況（様式第 1 号）を速やかに作成し、市政情報コーナーにおいて、閲覧の用に供するものとする。また、内容に変更があった場合も同様とする。

- (1) 付属機関等の名称
- (2) 事務局
- (3) 設置の根拠
- (4) 設置年月日
- (5) 所掌事務
- (6) 委員数
- (7) 委員の任期
- (8) 委員の構成
- (9) 諮問答申事項等
- (10) 部会等の名称及び役割
- (11) 委員名簿

2 前項第 11 号の委員名簿は、氏名等を記載するものとする。

(会議の開催日時等の公表)

第 4 条 会議の開催日時等は、事前に公表するものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第 2 号）を、会議開催日までに、市政情報コーナー及び川西市ホームページ等において閲覧の用に供するものとする。また、内容に変更があったときも同様とする。

- (1) 会議名（付属機関等名）
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 会議次第
- (4) 傍聴の可否予定及び傍聴を認めない場合又はその一部を認めない場合にあってはその理由
- (5) 傍聴定員（予定）
- (6) 事務局

3 事務局が特に必要と認めるときは、開催日時等の川西市広報誌への掲載を市長に依頼することができる。

4 傍聴の可否については、会長が事務局と事前に協議して決定する。

(会議の傍聴をすることができる者)

第 5 条 何人も、会議の傍聴をすることができる。

(会議の傍聴)

第 6 条 会議は、原則として傍聴を認めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会議の議題が、川西市情報公開条例（平成 4 年川西市条例第 8 号）第 7 条第 1 項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、会議の傍聴を認めないものとする。
- 3 傍聴人の定員は、10 人とする。ただし、必要と認めるときは、これを変更することができる。
- 4 傍聴の受付は、会場で会議開催の概ね 30 分前から先着順に行う。ただし、受付開始時に定員を超える希望者があるときは、抽選等により傍聴人を決定するものとする。
- 5 「委員会の会議公開に係る傍聴要領」は、会場の見やすい場所に掲示するなど傍聴人への周知を図り、傍聴人はこれを遵守しなければならない。
- 6 会議の傍聴を認める場合においては、傍聴人に会議の議題を記載した会議次第及び必要に応じて会議資料等を配布するものとする。
- 7 その他、会議の傍聴に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

(会議録の公表等)

第 7 条 事務局は、会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した会議録（様式第 3 号）を作成するものとする。

- (1) 会議名（付属機関等名）
 - (2) 事務局
 - (3) 開催日時及び開催場所
 - (4) 出席者（委員・その他・事務局）
 - (5) 傍聴の可否及び傍聴を認めなかった場合又はその一部を認めなかった場合にあってはその理由
 - (6) 傍聴人数
 - (7) 会議次第及び会議結果
 - (8) 委員会経過（主な発言要旨等）
- 2 前項の規定により作成した会議録は、会議録に係る会議の開催日以後会長の承認を得るものとする。
 - 3 前項の承認を得た会議録については、速やかに市政情報コーナー及び川西市ホームページにおいて公表し、閲覧に供するものとする。
 - 4 川西市情報公開条例第 7 条第 1 項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、第 1 項第 8 号の審議経過の全部を公開せず、又はその一部を公開しないことができる。
 - 5 事務局は、必要と認めるときは、会議結果の川西市広報誌への掲載を市長に依頼することができる。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年 7 月 8 日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。

川西市次世代型移動サービス推進会議の会議公開に係る傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川西市次世代型移動サービス推進会議(以下「推進会議」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 推進会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、開催場所において、会議を傍聴したい旨係員に申し出た上、傍聴席に着かなければならない。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) はり紙、ピラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定める者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、会議における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑いその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、たすきの類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に推進会議の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、傍聴を認めない旨の決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、委員会の会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

- 1 この要領は、令和元年7月8日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。

川西市次世代型移動サービス推進会議の趣旨

1．設置目的について

近年、国が推進する情報通信技術を活用した新たなモビリティサービスへの取り組みが活発になっている背景を踏まえ、本市においても次世代型移動サービスの実現を見据え、新たな施策や取り組みの調査・研究の提言や審議等を行うため、川西市次世代型移動サービス推進会議を設置する。

2．審議内容について

- 次世代型移動サービスの実現を見据えた交通体系や、地域課題解決への取り組みを調査・研究、新たな施策の審査・提言
- 地域の特性・実情に応じたオンデマンドモビリティサービスに関する調査・審議・提言
- その他公共交通体系と次世代型モビリティサービス推進に関する事項

川西市公共交通基本計画における位置づけ

川西市では平成27年3月に公共交通基本計画を策定し、公共交通のあり方や戦略別の取組の方向性を定めております。その中で、今の移動ニーズに合わせたダイヤ等の再編や、小型乗合公共交通の導入の検討を掲げております。

戦略1 つなぐ 公共交通でまちの輝きつなぐ

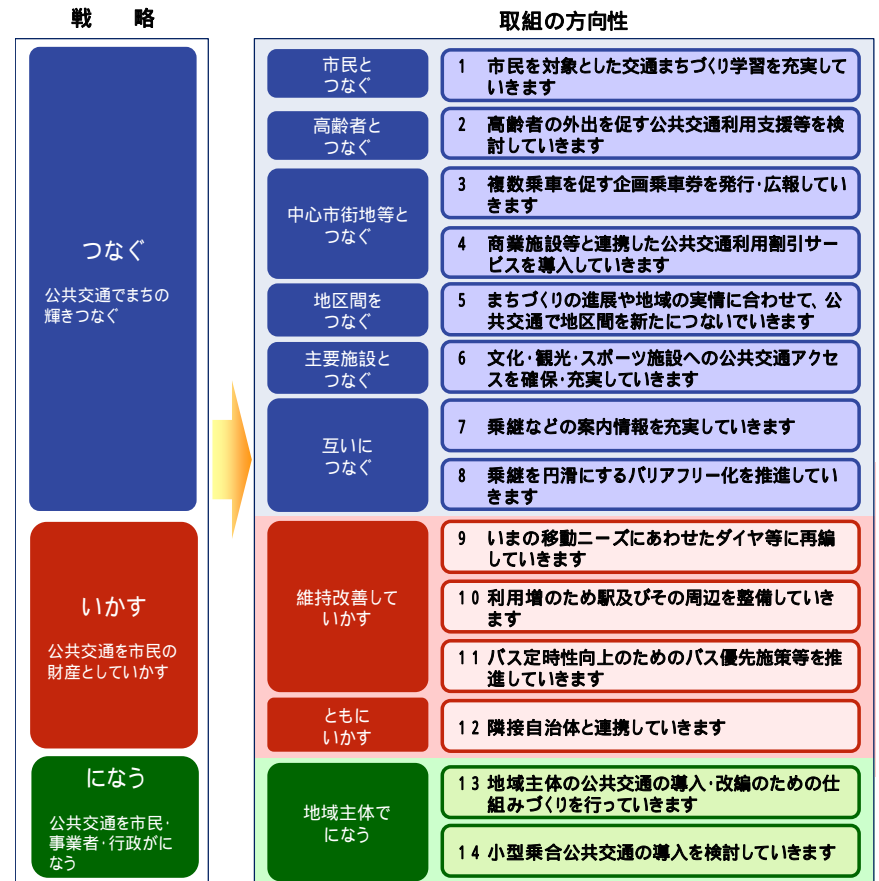
人口が急激に減少していく中で、まちのにぎわいを高め、まちの輝きをつないでいくためには、公共交通を“ であいの交通手段 ”としてより利用しやすいものにし、外出を誘っていきます。

戦略2 いかす 公共交通を市民の財産としていかす

通勤・通学者が急激に減少していく中で、公共交通の衰退がまちの衰退を招かないようにするためには、公共交通が“ 市民共有の貴重な財産 ”であるという認識を深め、市民ニーズに合った交通システムとするとともに、一方で市民一人ひとりが自分たちの財産を大切にすることを心掛けて、活かしていきます。

戦略3 になう 公共交通を市民・事業者・行政がになう

自動車の運転が難しくなる高齢者が急激に増加していく中で、自立した日常生活と社会生活を営むためには、公共交通が“ 日常生活に不可欠な交通手段 ”になります。そのため、市民も事業者や行政と一緒に、公共交通を市民のニーズに合致するものへと維持改善していきます。



川西市の目指す将来像

現状の課題

- ニーズに対応したより身近な交通サービスの必要性
- 地域の移動手段の確保・維持
- 運転手不足に対応した運行方法

解決への取組み

将来的に

自動運転車の導入

オンデマンドモビリティの導入

- 将来の自動運転車の導入に向け、高低差の大きい立地のオールドニュータウンなどで、移動に関するあらゆる世代の住民ニーズ、運行データを把握
- ニーズに対応したより身近な交通サービスの提供

○目指す将来像

あらゆる人が移動しやすい環境の整備

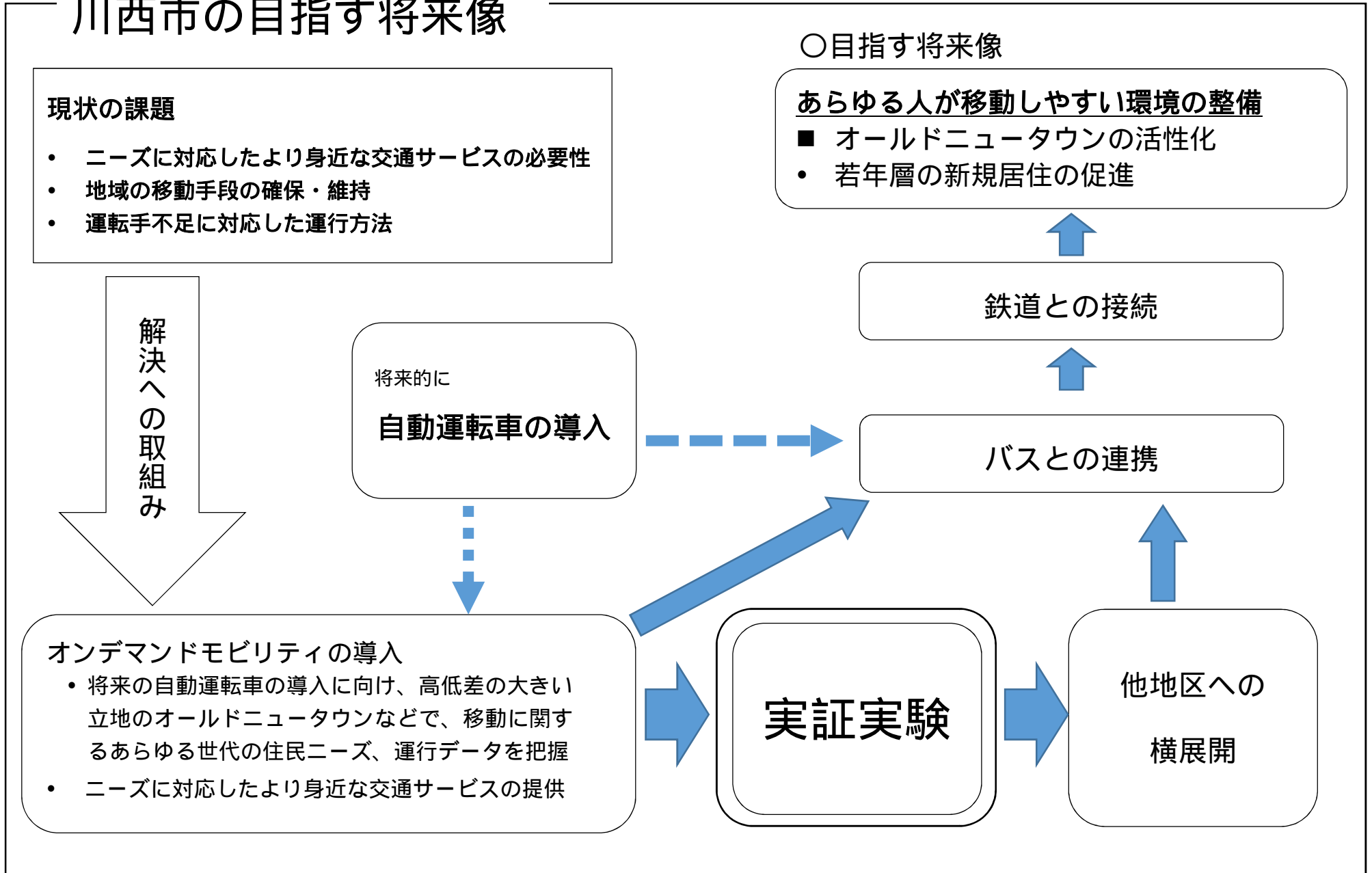
- オールドニュータウンの活性化
- 若年層の新規居住の促進

鉄道との接続

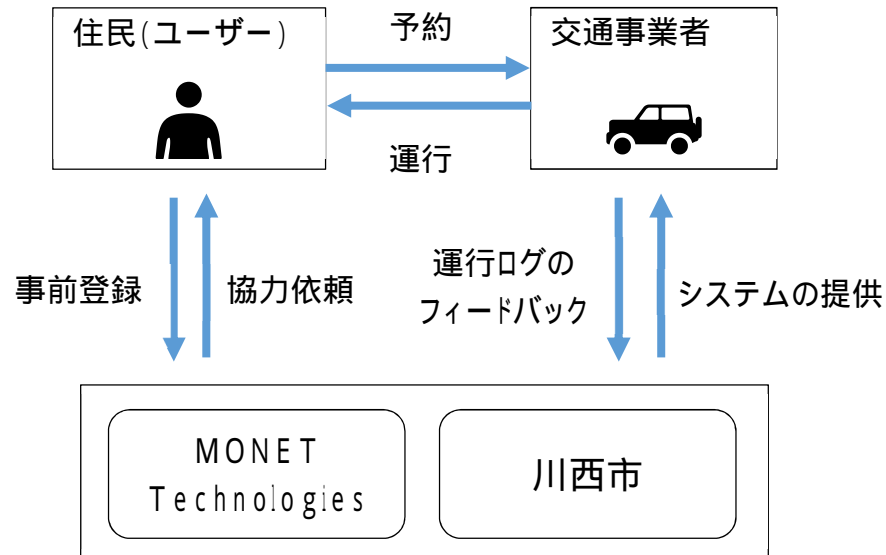
バスとの連携

実証実験

他地区への
横展開



オンデマンドモビリティ実証実験の仕組み



オンデマンドモビリティの特徴、条件など

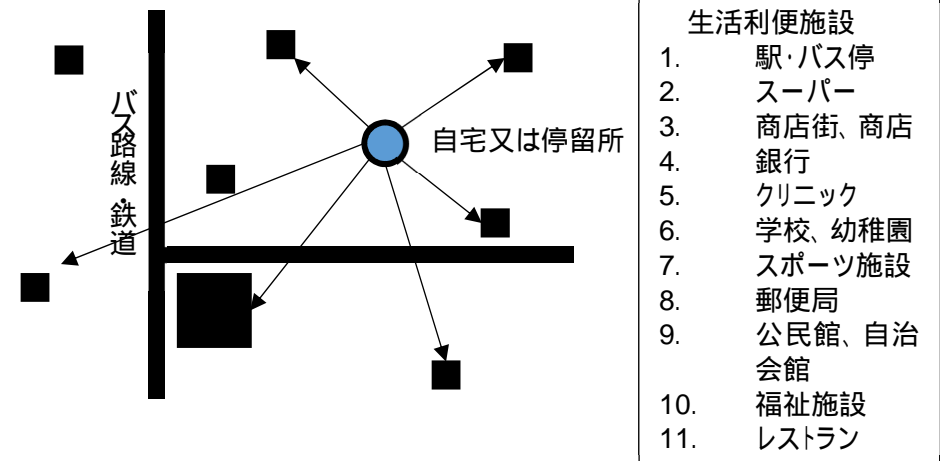
距離感: ファースト・ラストワンマイルでの短いトリップ(イメージ図)

範囲: オールドニュータウンを対象とした移動が原則

実証実験での運行

- 道路運送法21条による乗合旅客運送(区域運行)
- トランスログを積載し、運行データや利用状況の分析を行う
- 車両はジャパントクシーやジャンボタクシーなど車高の高い車両が理想
- 予約はスマートフォンでのアプリ及び電話

運行範囲のイメージ図



利用方法(想定)

- 利用者は事前に登録を行う
- 予約方法はスマートフォンのアプリまたは電話による予約
- 支払いは現金のみ、将来的にはキャッシュレス対応も検討

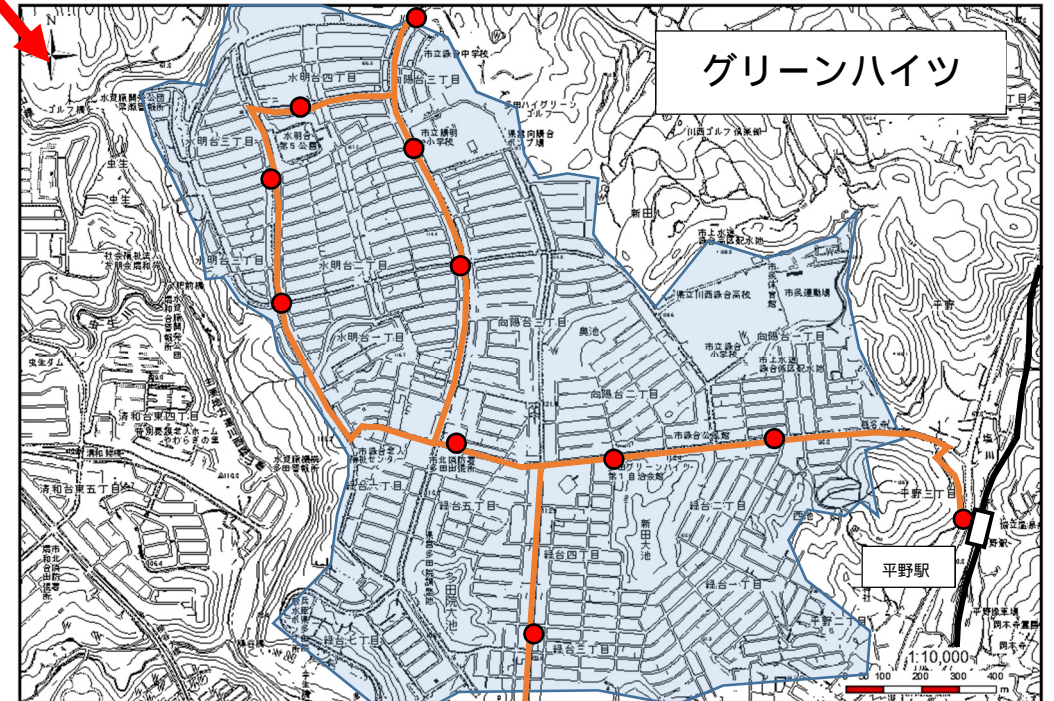
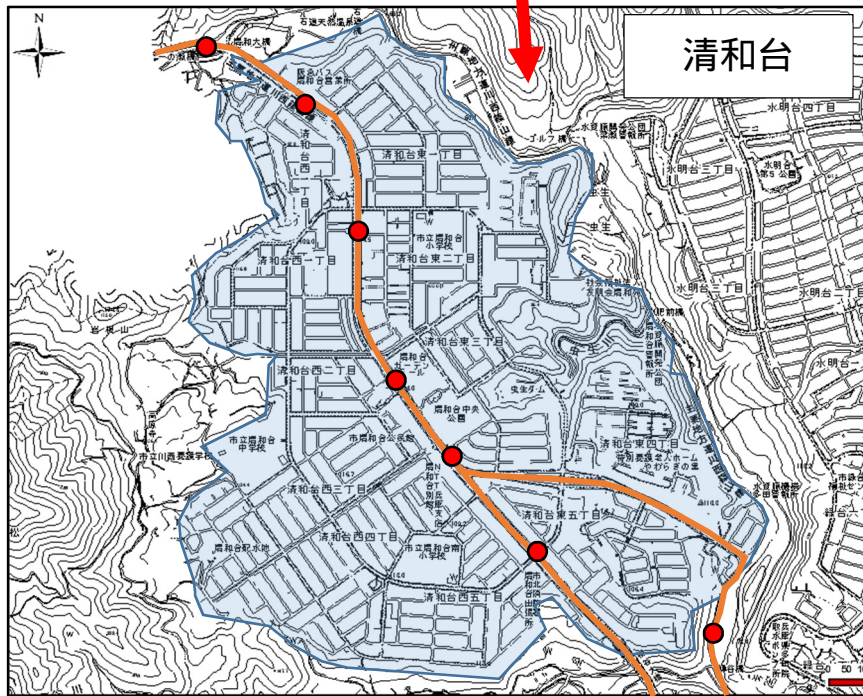
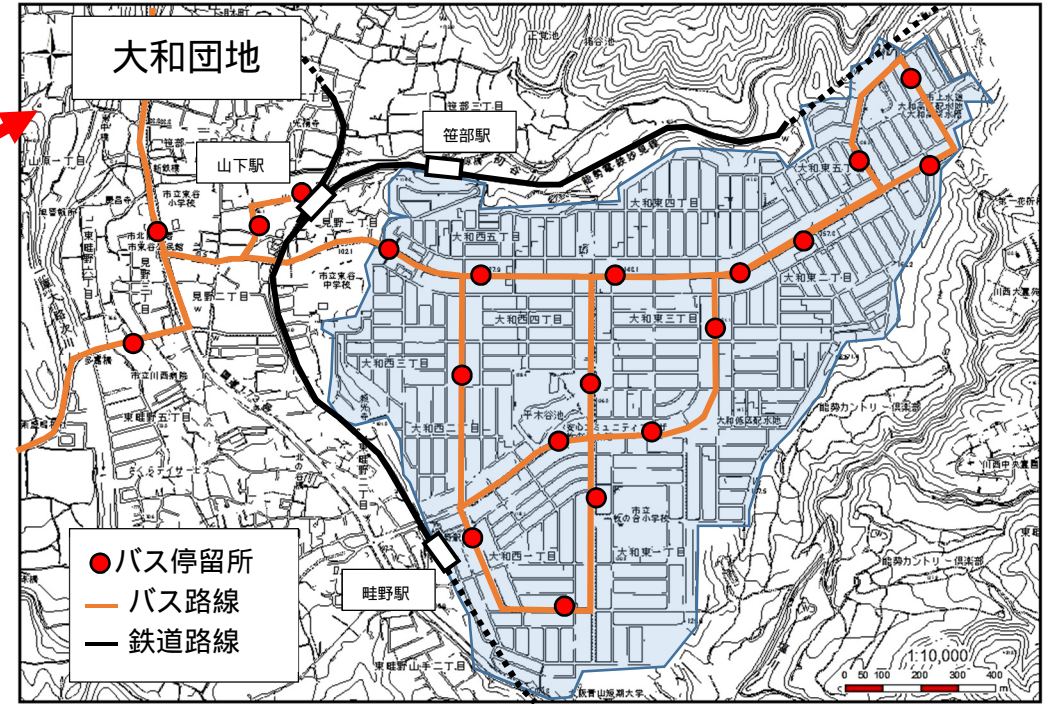
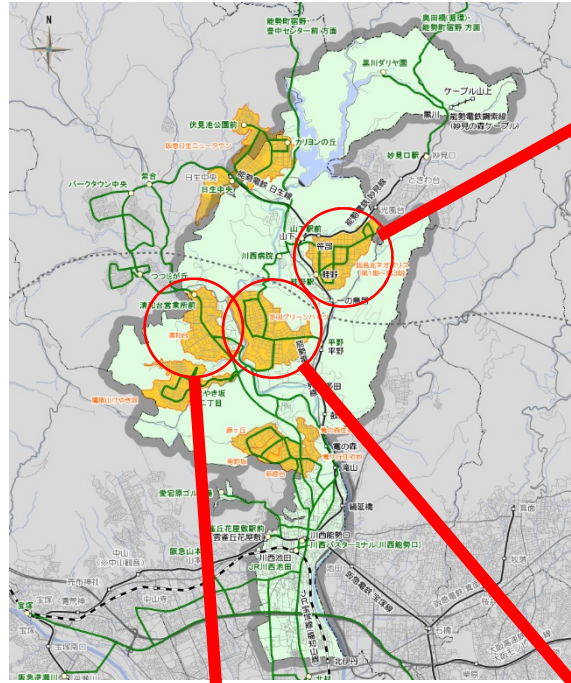
今後の検討課題

- 実証実験の対象地区の選定(市)
- 運賃の設定は運行事業者など
- 運行時間や予約受付時間、運行事業者など

実験対象地区について

	多田グリーンハイツ	大和団地	清和台
人口 (H30.3.31 現在)	13,947 人	10,843 人	12,433 人
高齢化率 (H30.3.31 現在)	65 歳以上 42.2% 75 歳以上 25.2%	65 歳以上 41.7% 75 歳以上 25.1%	65 歳以上 35.4% 75 歳以上 17.8%
開発面積	230.0ha	172.8ha	172.2ha
分譲開始年	昭和 42 年	昭和 43 年	昭和 45 年
公共交通	路線バス(阪急バス自社路線)	路線バス(市補助路線)	路線バス(阪急バス自社路線)
地域の取り組み	お出かけ支援(互助による輸送)	市補助路線の利用促進	お買い物タクシー試験運行(貸切)
運行主体	自治会	阪急バス・市	コミュニティ
費用財源	60 万円/年	14,773 千円/年(上限) 市補助金による運行欠損補てん	60 万円/2 週間
ユーザーの料金	ガソリン代の実費分のみ	150 円/人	220 円/人
開始時期	H27 年度~	H13 年度~	H31 年 2 月 17 日より 2 週間実施、 今年度 9 月にも予定
利用対象者	65 歳以上の登録した人(約 50 人)		清和台コミュニティ在住者
利用実績	1,390 人/年(H29.10~H30.9)	317,801 人/年(H29.10~H30.9)	82 人(H31.2.17~H31.3.2)
地域内交通等の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・運転手の確保。 ・利用登録者の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の補助金額に限界 ・運転手不足等により、現在の補助金額での運行の維持が困難 ・時間帯で運行路線が変わり、複雑な運行形態 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が少ない ・貸切のため継続が難しい

オールドニュータウン
の位置図



今後のスケジュール

